

気候変動に対するレジリエンス方針

1. 気候関連課題に関する認識

当社は、気候変動ならびに気候関連課題への当社事業のレジリエンスを次のように認識しています。

- (1) 「IPCC1.5℃特別報告書」(2018年)などにおいて示されるように、気候変動の進行は科学的事実です。気候変動の進行は自然環境と社会構造に劇的な変化をもたらし、当社の経営とビジネス全体に影響を与える重大な課題です。
- (2) 気候変動の進行により、台風や豪雨の激甚化、熱波や干ばつの頻発、世界的な海面上昇の進行などの気候災害が発生することが予想されます。これは当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 気候変動を緩和するための全世界的な取り組みとして、GHG(温室効果ガス)の排出削減に向けた枠組みの設定や排出規制の強化など、社会経済の脱炭素化への移行が予期されます。この変化は当社の事業に重大な影響を与える可能性があります。
- (4) 気候変動問題は金融におけるシステムック・リスクであるという認識により、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示が投資家など多くのステークホルダーから求められています。特に「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言に沿った気候関連リスクの開示の推進を通じた透明性の向上は、当社にとって重大な課題です。
- (5) 気候変動がもたらすリスクと機会について識別・評価・管理を行い事業のレジリエンスを高めることは、当社の持続可能かつ安定的な収益を長期的に確保するためにも必要不可欠な事項です。

2. 基本方針・コミットメント

前述の認識を踏まえ、当社は以下の事項を気候変動に対するレジリエンスに関する基本方針およびコミットメントとして定めます。

- (1) 当社はパリ協定で定められた国際目標を支持し、気候変動の緩和に貢献するためGHG排出の削減に継続的に取り組みます。

(2) [ガバナンス]

当社は、当社に関連する気候関連のリスクと機会に対応するためにガバナンス体制を下記の通りに定めます。

- ①気候関連課題に係る最高責任者は、サステナビリティ推進に係る最終決定権限者である代表取締役社長とします。

- ②気候関連課題に係る執行責任者は、サステナビリティ推進に係る執行責任者である管理統括とします。
- ③サステナビリティ推進室は、サステナビリティ委員会において、気候変動による影響の識別・評価、リスクと機会の管理、適応と緩和に係る取り組みの進捗状況、指標と目標の設定等の気候変動対応に関する事項を、気候関連課題に係る最高責任者に対して、定期的に報告します。サステナビリティ委員会の出席者により、各議題について審議、検討したうえで、気候関連課題に係る最高責任者により意思決定を行います。
- ④気候関連課題に係る執行責任者ならびにサステナビリティ推進室は、前号における気候変動対応に関する事項について、定期的に経営会議および取締役会宛てに報告を行い、これにより取締役会はサステナビリティへの取り組みを監督します。
- (3) **【戦略】**
- 当社は、気候関連のリスクと機会が当社の経営活動、戦略、財務計画に与える影響を識別・評価・管理するためのプロセスを定め、これを適切に運用します。気候関連のリスクと機会の識別・評価にあたっては科学的・学術的知見を活用し、体系的かつ客観的に行うことを目指します。
- (4) **【リスクと機会の管理】**
- 当社は、識別された気候関連のリスクと機会を管理し、レジリエンスを高める取り組みを推進することにより、当社の事業上のリスクの低減と価値創出の機会を実現し、持続可能かつ安定的な収益を長期的に確保することを目指します。
- (5) **【指標と目標】**
- 当社は、気候関連のリスクと機会を管理するための指標と目標を設定し、指標に関しては当社の戦略と総合的リスク管理との整合性にも注意を払い、また、設定した目標と、その目標に対する実績を含めて情報の開示を行います。
- (6) 当社は TCFD 提言に賛同し、提言で推奨される開示枠組みに準じながら、当社の気候関連情報の開示について投資家をはじめとしたステークホルダーに対して行います。

以上